

4-1. 自動操舵機能に係る基準について(UN-R79 関係)

- 適用範囲

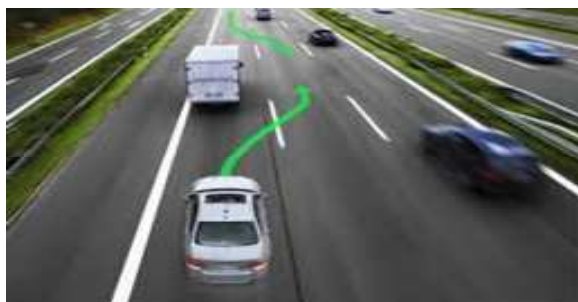
- 自動操舵機能を備える自動車(※1)

- ※1 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。

- 改正概要

- 「かじ取装置に係る協定規則(第 79 号)」の改訂が国連自動車基準調和世界フォーラムにおいて採択されたことを受け、緊急回避操舵機能を有する自動車、また自動操舵機能のうち、ドライバーのウインカー操作を起点とする車線変更機能を有する上記の自動車は、それぞれ協定規則に規定された要件に適合しなければならないこととします。

- その他、所要の改正を行います。



自動車線変更機能



緊急回避操舵機能

- 改正時期(予定)

- 平成 30 年 10 月

- 適用時期(予定)

- 新 型 車:平成 31 年 4 月

- 継続生産車:平成 33 年 4 月

自動操舵の国際基準の検討状況

基準化が検討されているシステム

第1弾

2017年3月WP29で成立
2017年10月に発効

第2弾

2018年3月WP29で成立
2019年10月に発効予定

第3弾

2019年2月専門家会合で合意予定※

補正操舵

- ① 予想外の横力の補正 (ESC制御等)
- ② 車両の安定性の向上 (横風対策等)
- ③ 車線逸脱補正 (ピンポンLKAS)

Corrective

緊急操舵

- ① 隣接車線から自車に接近してくる車両からの回避
- ② 隣接車線にいる他の車両への意図しない自車の接近時の回避
- ③ 車線変更時、変更先車線にいる車両の回避
- ④ 車線内の障害物回避

今回改正

Emergency

自動駐車等

時速10km以下での自動運転.....

Category A

自動車線維持

- ① ハンドルを握った状態での車線維持
- ② ハンドルを放した状態での車線維持 (※)

Category B1

Category B2

自動車線変更

- ① ドライバーのウinker操作を起点とする自動車線変更 (※)
- ② システムの判断をドライバーが承認して行う自動車線変更 (※) ..

今回改正

Category C

Category D

連続自動操舵

システムON時、連続的に、自動で車線維持、車線変更 (※)

Category E

(※) 高速道路上に限る。

自動
操
舵